

令和3年度 下野市行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業
番号

事務事業名	相談支援事業		所管部課	健康福祉部	社会福祉課	
事業目的	障がい児者、難病患者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を始めとする支援を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことはもとより、地域の課題解決に向けた地域づくりを担い、障がい児者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業。 基幹相談支援センター等機能強化事業として運営する場合は、国及び県の地域生活支援事業補助対象事業。(補助率:原則 国1/2、県1/4)					
事業概要	障がい児者、難病の方などの相談・情報の提供・支援など地域で安心して生活が送れるよう身近な相談支援窓口となる下野市障がい児者相談支援センターの運営を指定特定一般相談支援事業所へ委託により実施。 基幹相談支援センターを平成31年4月に設置。 現在、4法人に委託(精神保健福祉士2名、社会福祉士1名、相談支援専門員1名)し、市職員と合せて運営し、個別の相談支援及び地域づくりの両輪で運営する。					
総合計画での位置付け	1 大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり 4 障がい者(児)とともに生きる環境づくり 1 障がい者(児)の生活支援	重点事業区分	—	類型区分	I	
事業区分	新規・継続	継続	事業の種類	ソフト事業	市裁量の有無	裁量あり
根拠法令等	(国・県)障害者総合支援法 (国・市)地域生活支援事業実施要綱					
補助団体	—					
年度別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	見込み 個別相談件数 3,400件(計画相談 含まない) 委託料 24,138千円 (4法人4名)	見込み 個別相談件数 3,500件(計画相談 含まない) 委託料 24,138千円 (4法人4名)	見込み 個別相談件数 3,500件(計画相談 含まない) 委託料 24,138千円 (4法人4名)	個別相談件数見込み 3,500件 委託料 24,138千円 役務費他 172千円	個別相談件数見込み 3,500件 委託料 24,138千円 役務費他 172千円	
事業費	24,130千円	23,440千円	23,492千円	23,492千円	23,492千円	
事業内容	対象年度(令和4)					
	事業費内訳 報償費 36千円:要約筆記者派遣(障がい福祉セミナー開催時に必要な場合のみ) 旅費 4千円:要約筆記者旅費(障がい福祉セミナー開催時に必要な場合のみ) 役務費 132千円:通信運搬費(障がい児者相談支援センター電話料) 委託料 23,320千円:障がい児者相談支援センター運営業務委託(4法人分)					
その他(過年度実績・特筆すべき点等)	財源		国県支出金	地方債・その他	一般財源	
			4,333千円	0千円	19,159千円	
<p>＞過年度実績 R2年度実績 相談件数4,308件(内訳:電話1,674件、訪問354件、その他2,280件) 地域自立支援協議会(精神障がい者地域支援WG、医ケア児WGを含む)、市内相談支援事業所連絡会 〈啓発活動〉障がい福祉セミナー(コロナ禍のため規模縮小し実施)、しもつけ福祉塾(障がいに関する映画上映会)、障がい者週間普及啓発活動、障がい福祉瓦版など</p> <p>＞実施内容の詳細 障がいに関する各種相談に福祉専門職が個別に対応。相談者が支援を受けながら安定し自立した生活をおくれるよう、支援体制を整え、また、地域の関係機関と障がい児者への支援体制に関する情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備をする。</p> <p>＞今後の展開 継続して個別相談対応を実施する。また、地域の体制整備の一環として、障がい児者の災害対策を検討すること、高齢化社会や8050問題を見据えた高齢福祉分野との連携に、特に尽力していく。</p> <p>＞他事業との連携 健康増進課・子ども福祉課・高齢福祉課と連携し相談支援実施。ハトリの会(市民活動補助事業)とひきこもり相談会を実施。商工観光課と市内飲食店に依頼し啓発用マスクケース配布。</p>						

事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	A	全て	要件(3項目) ✓ 社会経済情勢の変化等に適合。 ✓ 業務上必要であり、代替案が無い、もしくは最適な方法である。 市民・団体・議会等から要望や要請がある。		
	B	1以上	市裁量がない事業(⇒A評価とする)		
	C	なし	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、あらゆる障がいに関する相談を受け付け、必要な支援を行っています。高齢化に伴い8050問題やひきこもり問題が顕在化してきており、そういった複雑多岐にわたる問題を家族のみで解決することは困難です。そのため、専門的な相談にも対応できるよう、福祉専門職を配置しています。また、基幹相談支援センターとして、障がいがある方も暮らしやすい社会となるよう、地域課題の解決に向けた地域づくりを行っています。障がいに関する様々な相談に対応可能な本事業は、現在問題を抱えている方だけでなく、全市民が安心して地域で暮らすためには必要な事業であると考えられます。		
有効性	A	全て	要件(3項目) ✓ 市民サービスの維持・向上に寄与。 適切な評価指標の設定があり、達成に向けたプラン・動きがある。 地方創生(人口・関係人口増)やSDGs、国土強靱化に寄与する。		
	B	1以上	市裁量がない事業(⇒A評価とする)		
	C	なし	福祉専門職を配置し、ワンストップ相談窓口として様々な相談に対応可能な体制をとっています。相談内容によってはすぐに解決できない問題も多々ありますが、多機関と連携しながら支援にあたっています。また、相談に対する支援の他に、地域の障がい福祉に対する意識の醸成のため、普及啓発も実施しています。地域の意識を高めることが、だれもが暮らしやすい社会の実現への一助となっていると考えられます。		
効率性	A	3以上	ソフト事業(要件:6項目) 質を維持しつつ、事業費削減や取組方法を見直す	ハード事業(要件:3項目) 補助金等の積極的な活用で最大の成果となる。	
	B	1以上	✓ 受益機会・費用負担割合等が公平公正。 ✓ 他課や他自治体、市民団体等と連携。 ✓ 他自治体等と比較し、適切な方法である。 指定管理者制度導入等、民間活力を活用。	適正な活用率を見込めるよう検討された事業規模である。 マネジメントの観点から維持費等について十分検討されている。	
	C	なし	管理業務等で、さらなる効率化は困難。		障がい児者相談支援センターをH31.4月に設置し、4法人(社会福祉法人、医療法人)に委託し運営しています。関係各課・関係機関との連携のしやすさや人口規模を考慮し、当市では市社会福祉課内に障がい児者相談支援センターを設置しています。また、県障害者相談支援協働コーディネーターに地域自立支援協議会や受理ケース会議に参加して頂き、適宜相談支援事業について助言を頂いております。以上のことから、効率性をAとしました。

総合評価	
○	継続実施
	見直し実施
	廃止